

札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案の概要

■ 札幌市旅館業法施行条例の位置付け

- 旅館業法（以下「法」という。）及び旅館業法施行令（以下「政令」という。）において、衛生上必要な措置の基準や施設の構造設備基準など地域の実情に合わせた規制の内容を都道府県条例（保健所を設置する市においては、市条例）で定めることとしております。
- 国は、地方公共団体に対する技術的助言として「旅館業における衛生等管理要領」（平成12年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知別添3。以下「国要領」という。）を示しています。

■ 国の状況

- 旅館業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、第195回国会において平成29年12月8日に可決成立し、同月15日付けで、また、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「改正政令」という。）及び旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が、それぞれ平成30年1月31日付けで公布されました。
- 平成29年12月15日付け生食発1215第2号「旅館業における衛生等管理要領の改正について」及び平成30年1月31日付け生食発0131第2号「旅館業における衛生等管理要領の改正について」により、国要領の一部について、衛生措置上問題がないと考えられるものについて削除するなどの改正が行われました。

【法の改正趣旨】

- 旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別を「旅館・ホテル営業」へ統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査等の権限規定の創設並びに罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずるものです。

【改正法、改正政令、改正省令及び国要領の改正概要】

- 「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別を「旅館・ホテル営業」へ統合（改正法）。
- 「ホテル営業」及び「旅館営業」の構造設備の基準を一部削除した上で統合し、「旅館・ホテル営業」の構造設備として規定（改正政令）。
- 旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないゼロベースで見直しを行い、公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る必要最小限とするための不要な基準の削除又は緩和（改正政令・国要領の改正）。
（例）客室の最低数を削除、客室の最低床面積、玄関帳場等の基準の緩和

■ 改正条例案の概要

- 上記を踏まえ、札幌市では、国の方針との整合性を取りつつ地域の実情に合わせる目的から、札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する予定です。
【改正の主な内容】（詳細は別紙）
- 旅館業の営業の施設の構造設備基準等を規定した条項について、国と同様に削除しても衛生措置上問題がないと市が判断した条項や他法令で同様の規制を受けるものを規定した条項を削除します。
- 「ホテル営業」及び「旅館営業」の一本化に伴い、当該2営業の構造設備基準から、「ホテル営業」のみの基準であったロビー、食堂の設置等に係るものを削除するなど、「旅館・ホテル営業」の構造設備基準に改めます。
- 施設内に玄関帳場を有しない場合の構造設備基準及び営業者が講ずべき措置基準等を追加します。

【札幌市旅館業法施行細則（市規則）の改正内容】

- 上記の改正条例案の内容を踏まえ、主に手続様式や営業許可申請書の添付書類等について定める予定です。

■ 今後のスケジュール（予定）

- 平成 30 年 3 月 19 日 パブリックコメント実施（同年 4 月 17 日まで）
- 平成 30 年 5 月 平成 30 年第 2 回定例市議会へ条例案を提出
- 平成 30 年 6 月 公布
- 平成 30 年 6 月 15 日 施行